

9/19

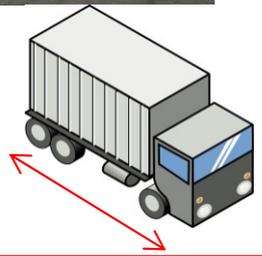
火

違反車両の取り締まりを実施しました!!



9月19日東根市関山の国道48号駐車帯で、大型車などを対象とした合同取り締まりを行いました。山形国道維持出張所の職員を含め、関係機関から約25人が参加し、違反車両の撲滅に努めました。この日は2時間で計7台を調べ、違反車両は無許可による2台でした。

長さ・高さ・幅の計測中



特殊車両とは?

車両の構造が特殊であるトレーラなどを言います。幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの一般的制限値を超える車両を言います。このような特殊車両は特殊車両通行許可書の携帯が必要となります。

無許可または許可条件に反して特殊車両を通行すると、100万円以下の罰金・6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金等の罰則が科せられるよ!

無許可で走行する特殊車両や過積載の車両は、道路施設の寿命を縮めるなど悪影響があったり、重大事故に繋がる恐れがあるので大変危険です!

